

秘密保全法制に反対する会長声明

2011年（平成23年）8月8日、政府の要請に基づき、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（以下「報告書」という。）を政府に提出した。これを受けて政府は、報告書の内容を十分尊重の上、秘密保全に関する法制の整備のための法案化作業を進めることを決定した。現在、政府は、この報告書に基づき秘密保全法の制定に向けて準備を進めている。

しかし、この報告書には、次のような問題点がある。

- (1) 報告書では、法制の対象となる「特別秘密」として取り扱うべき事項について、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の3分野を対象にするとされているが、秘密指定の権限を行政機関に付与するものとされており、特別秘密の範囲が曖昧かつ広範に過ぎ、公権力による恣意的な運用がなされて、国民が知るべき情報まで秘密とされてしまい、国民の知る権利が侵害されるおそれがある。
- (2) 報告書は、人的管理として、「特別秘密」を取り扱う者の適性評価制度を導入している。すなわち、秘密情報を取り扱う者にその適性があるかどうかを判断するため、政府機関は、その者の家族関係、信用状態、精神の問題にかかる通院歴など重大なプライバシーにかかる事柄や思想・信条にかかわる広範な情報まで調査ができることとされている。のみならず、秘密情報を取り扱う者の行動に影響を与え得る者までもが政府機関による調査の対象とされるため、対象は無限に広がる可能性がある。秘密保全法制は、関係者のプライバシーや思想・信条の自由に対しても、重大かつ深刻な侵害である。
- (3) 報告書は、罰則について、①故意による漏洩行為、②過失による漏洩行為ばかりでなく、③犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とする「特定取得行為」も処罰の対象とした上、さらに、④漏洩行為の独立教唆行為、煽動行為、⑤特定取得行為の独立教唆行為、煽動行為をも処罰の対象としている。また、法定刑については、「罪刑の均衡を前提と

しつつ、法定刑を相当程度重いものとする必要がある。」とし、「刑の上限を懲役10年とすることも考えられる。」「懲役刑の下限を設けることも検討に値する。」としている。

このような罰則の定め及び重罰化は、処罰範囲が不明確かつ広範に過ぎ、正当な取材活動に対する萎縮効果を生み、取材・報道の自由を侵害し、罪刑法定主義に違反する疑いがある。

- (4) そもそも、当該秘密保全法制検討のきっかけとなったものは、2010年（平成22年）の尖閣諸島沖中国船追突映像流出事件とのことで、これは国家秘密の流出であったなどと説明されているが、むしろこの事件は国民に公開すべき映像を公開しなかった政府の対応に問題があった事案であって、国家秘密が流出したというべき事案ではなく、一般的に秘密保全法制を必要とする理由を欠いている。

仮に国家秘密とされるべきものがあるとしても、国家公務員法等の現行の法制度で十分対応可能であることから、秘密保全のための新たな法制を設ける必要性は存しない。

以上のとおり、報告書には重大な問題があるので、当会は、秘密保全法の制定に強く反対するものである。

2012年（平成24年）10月25日

愛媛弁護士会

会長 田所邦彦